

大阪府退職予定者人材バンク制度の運用改正について

大阪府退職予定者人材バンク制度（以下「人材バンク」）について、求人企業・団体等と人材バンク登録職員とのマッチングをより一層促進させるため、令和7年4月から運用を改正

改正内容（令和7年4月～）

① 求人企業・団体等への 人材情報の提供（P2）

登録職員の人材情報について、人材バンク事務局から求人企業・団体等に提供

② 求人企業・団体等による 登録職員へのスカウト（P3）

求人情報の登録を行っている求人企業・団体等（再就職禁止法人除く）は、
人材バンク事務局を通じて、登録職員へのスカウト（応募の勧奨）が可能

（参考）改正内容の対象となる企業・団体等

対象	再就職禁止法人以外		再就職禁止法人	
	求人情報登録 あり	求人情報登録 なし	求人情報登録 あり	求人情報登録 なし
①人材情報の提供	○ ※人材情報提供依頼書の 提出は不要	○ ※人材情報提供依頼書の 提出が必要	○ ※人材情報提供依頼書の 提出は不要	○ ※人材情報提供依頼書の 提出が必要
②登録職員へのスカウト	○ ※応募勧奨申出書の 提出が必要	×	×	

再就職禁止法人：職員基本条例第32条第1項に規定する法人（指定出資法人、職員派遣団体、指定出資法人の子法人、財政的援助法人）

再就職禁止法人以外：上記以外の法人・団体等

大阪府退職予定者人材バンク制度の運用改正について

① 求人企業・団体等への 人材情報の提供

登録職員の人材情報について、人材バンク事務局から求人企業・団体等に提供

- ☞ 提供する人材情報は、「職種」「職階」「年齢」「経験のある業務」「保有する資格」「希望する業種・業務内容（記載は任意）」の情報 ※氏名等の登録職員が特定される情報は除く
- ☞ 提供の対象は、「求人情報の登録を行っている企業・団体等」「登録を検討している企業・団体等」
※求人情報の登録を行っている企業・団体等は、『人材情報提供依頼書』を提出することなく、
人材情報の提供を受けることが可（提供は求人情報の登録が行われている期間のみ）
※求人情報の登録を検討している企業・団体等は、人材バンク事務局に『人材情報提供依頼書』を提出することにより、
人材情報の提供を受けることが可（提供は『人材情報提供依頼書』を提出した年度の年度末まで）
- ☞ 原則、毎週月曜日に提供（月曜日が祝日の場合は翌営業日に提供）

（参考）人材情報の提供のイメージ

様式第1号（第3条関係）

人材情報登録書

※大阪府退職予定者人材バンク実施要綱第5条の規定に基づき求人企業等への人材情報（氏名等の登録者が特定される情報を除く）の提供について同意の上、人材情報登録書を提出してください。

氏名	生年月日	年 月 日生	年度末年齢	歳
現所属名 （退職時所属名）	職 名 （退職時職名）	職 階		
本府採用日	年 月 日	本府退職日 ※1 （予定日）	年 月 日	現職階 ※2 （退職時職階）
最終学歴	（ 年 月卒業・修了・中退）			
住所	〒	電話番号		
最寄駅	線 駅	自宅から最寄駅までの「通勤手段」	「所要時間」 分	
メールアドレス ※3				
主な職歴	発令年月	所 属	職 名	
	年 月			
	年 月			
	年 月			
経験のある業務 ※4 （一級行政職のみ）		※5「※3のメールアドレスに署名した、職業的な内容をのべた職歴」を記載してください。		
保有する資格 ※5				
希望する業種・業務内容 ※6				

※1 「本府退職日」の欄は、未定の場合は記入不要です。再任用職階は定年退職日ではなく、再任用職階の退職日等を記入してください。
※2 「現職階」の欄は、以下の該当する番号を記載してください。
①職名 ②職名 ③職名 ④職名 ⑤職名 ⑥職名 ⑦職名 ⑧職名 ⑨職名 ⑩職名 ⑪職名 ⑫職名 ⑬職名 ⑭職名 ⑮職名 ⑯職名 ⑰職名 ⑱職名 ⑲職名 ⑳職名 ㉑職名 ㉒職名 ㉓職名 ㉔職名 ㉕職名 ㉖職名 ㉗職名 ㉘職名 ㉙職名 ㉚職名 ㉛職名 ㉜職名 ㉝職名 ㉞職名 ㉟職名 ㊱職名 ㊲職名 ㊳職名 ㊴職名 ㊵職名 ㊶職名 ㊷職名 ㊸職名 ㊹職名 ㊺職名 ㊻職名 ㊼職名 ㊽職名 ㊾職名 ㊿職名
※3 退職者や退職後に消滅されている職歴などは、記入したメールアドレスに求人情報登録一覽表を返信します。
※4 一級行政職の方は、経験のある業務について、最長5つの該当する番号から選択して記載してください。（最長5つまで）
※5 保有する資格は、正式な資格を記載してください。

人材情報登録書をもとに、人材情報登録一覽表を作成し、求人企業・団体等に提供

様式第3号（第5条関係）

人材情報登録一覽表

番号	職種	現職階 （退職時の職階）	年齢	経験のある業務	保有する資格	希望する業種・業務内容 ※任意

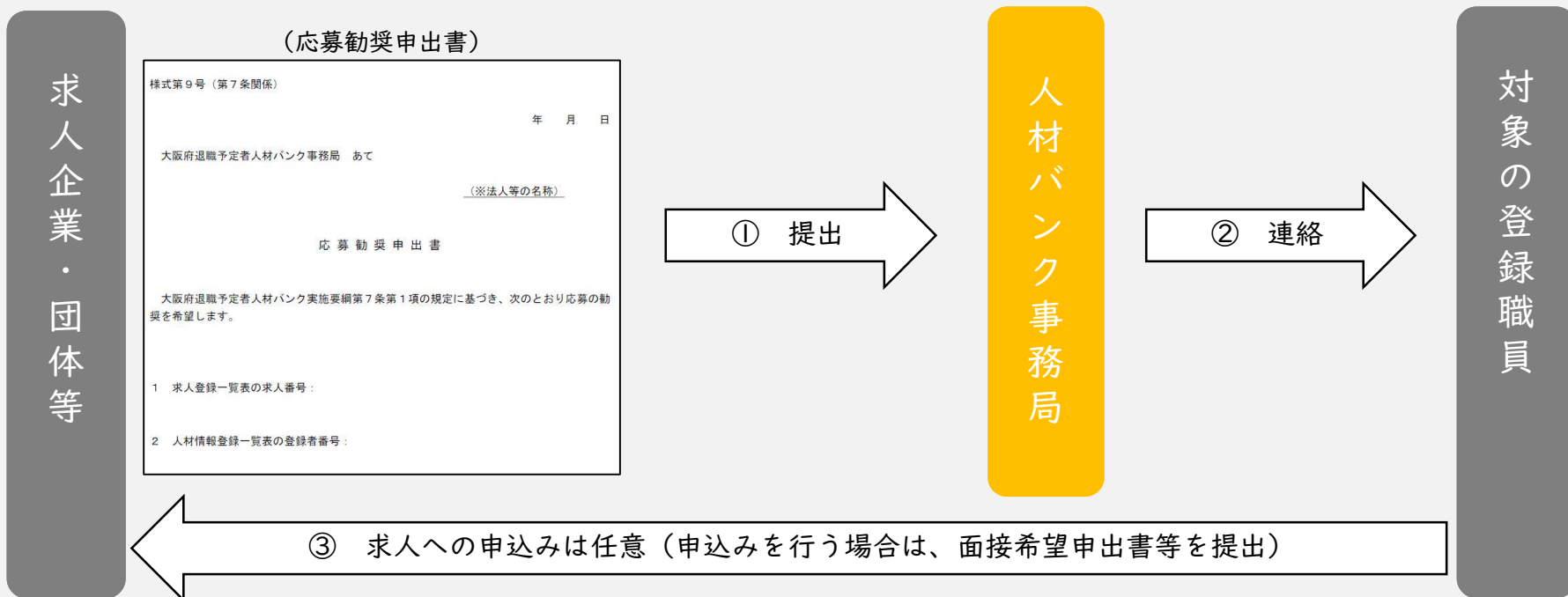
大阪府退職予定者人材バンク制度の運用改正について

② 求人企業・団体等による 登録職員へのスカウト

求人情報の登録を行っている求人企業・団体等は、人材バンク事務局を通じて、登録職員のスカウト（応募の勧奨）が可能

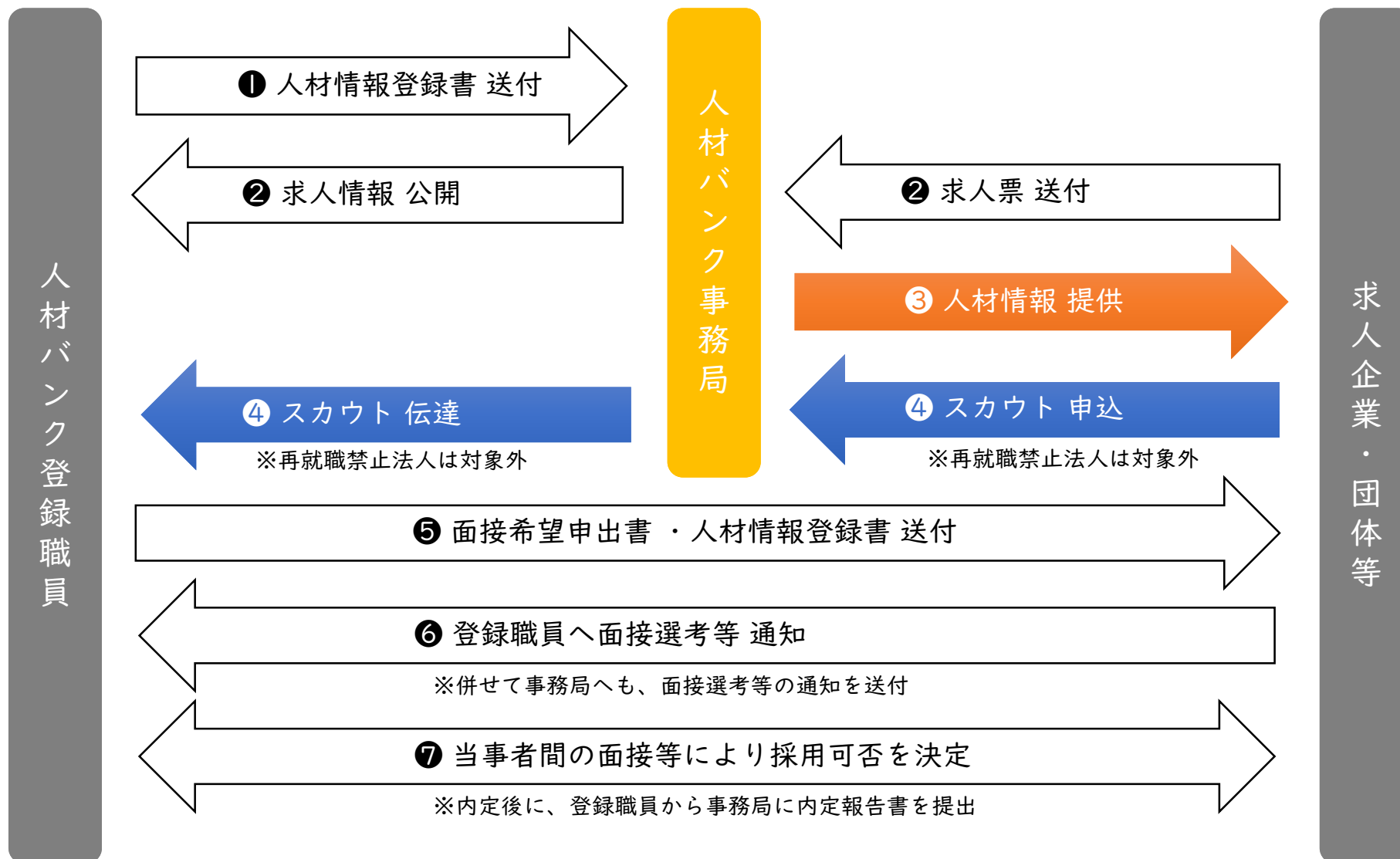
- ☞ スカウトが可能な企業・団体等は、再就職禁止法人以外（再就職禁止法人は対象外）
- ☞ スカウトが可能な求人は求人情報の登録を行っている求人（求人情報の登録を行っていない求人へのスカウトは不可）
- ☞ スカウトを希望する企業・団体等は、人材バンク事務局に『応募勧奨申出書』を提出
 - ⇒人材バンク事務局から、該当する登録職員にスカウトがあった旨を連絡
 - ⇒スカウトがあった求人への申込みは、登録職員の任意

（参考）スカウトのイメージ



(参考) 大阪府退職予定者人材バンク制度のフロー図【令和7年4月～】

運用改正により、新たに③及び④を追加



※採用の可否は、人材バンク制度の透明性を高めるため、当事者間のマッチングに委ねられており、事務局は関与しない
※再就職禁止法人への再就職には、別途、人事監察委員会に意見を聴取した上での知事の承認が必要
(上記⑤と同時に事務局へ再就職承認申請書を送付。また、上記⑥は知事の承認後)